

議案第 20 号

橋本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する
条例について

橋本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

橋本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 202 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 略 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>2 当分の間、第 12 条に規定する延滞金の年 14.5 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項の規定に規定する平均貸付割合をいう。))に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中において、年 1 7.3 パーセントの割合に満たない場合は、その年中における延滞金特例基準割合に年 7.2 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>附 則</p> <p>1 略 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>2 当分の間、第 12 条に規定する延滞金の年 14.5 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合は、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年 14.5 パーセントの割合において「当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.2 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。</p> <p>3・4 略</p>

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。